

再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金交付要綱実施要領

令和3年3月24日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金交付要綱(令和3年3月24日環境局長決裁。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において使用する用語の定義による。

(申込方法)

第3条 補助金の交付を申込み者は、申込書(様式1)に必要事項を記載し、第4条第2号に定める募集期間内に指定場所へ郵送すること。

(本補助制度の申込における制限事項)

第4条 事業者は本補助制度への申込みにあたり、下記の制限を遵守することとする。

- (1) 補助対象再エネ機器の借主1世帯につき、年度内に一度限りとする。なお、1件の申込につき、複数機種 of 申込を可能とする。
- (2) 本補助制度の募集期間は、令和6年4月1日～令和7年1月31日とする。
- (3) 補助対象再エネ機器の運用開始日は令和6年3月9日以降とする。

(補助金交付申請兼完了届の提出方法)

第5条 補助金交付申請兼完了届の提出方法は、郵送のみとする。

(補助金交付申請兼完了届の提出期限)

第6条 補助金交付申請兼完了届の提出期限は、次のいずれか期限の遅い期日とする。(提出期限日までの消印有効とする。)

- (1) 補助対象再エネ機器の運用開始日の翌日を起算日として、90日を経過する日
 - (2) 市長が申込を受理した後に送付する補助金交付申請受理決定書に記載された発送年月日の翌日を起算日として、90日を経過する日
- 2 前項で起算した提出期限が令和7年3月7日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、令和7年3月7日を提出期限とする。(提出期限日までの消印有効とする。)

(調査・アンケート)

第7条 要綱第20条第1号に規定するアンケート調査は、補助金交付年度の翌年度以降に実施する。

2 要綱第20条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和6年4月1日から施行する。